

令和3年9月市議会臨時会 環境経済委員会資料

第129号議案 令和3年度長崎市一般会計補正予算（第17号）

目次

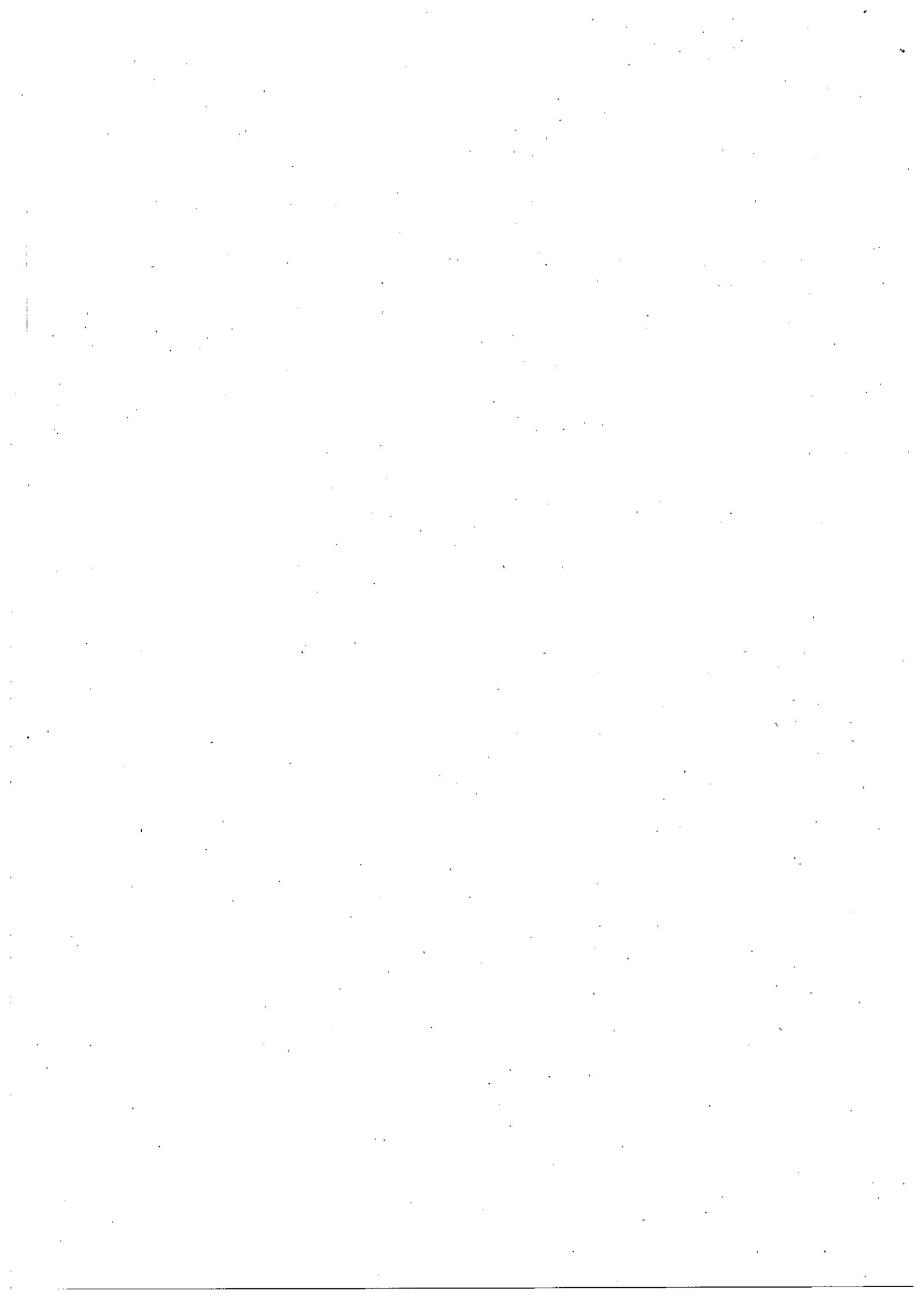
【予算説明書ページ】 【ページ】

7款1項2目 商工振興費

1 中小事業者等一時金 …………… 12～13 …………… 1～6

商 工 部

令 和 3 年 9 月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
12~ 13	7 商工費	1 商工費	2 商工振興費	1-1	中小事業者等一時金	千円 460,530

## 1 概 要

第5波とも言われる新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大により、医療体制が再び逼迫する中、人流の抑制を目的として、長崎県から長崎市内の飲食店等に対し、令和3年8月10日から9月12日までの間、営業時間短縮要請がなされるとともに、市民への不要不急の外出自粛要請がなされたことに伴い、営業時間短縮に協力した飲食店等に対しては、「営業時間短縮要請協力金」が支給されることとなった。

また、8月27日から9月12日までの間、新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大を防止するため、長崎市に対し「まん延防止等重点措置」が適用されたことに伴い、長崎県の要請による営業時間短縮に協力した大規模集客施設等に対しては、「大規模集客施設等営業時間短縮要請協力金」が支給されるとともに、令和3年8月または9月の事業収入が対前年（または前々年）同月比で50%以上減少している飲食店等以外の事業者に対しては、国の「月次支援金」が支給されることとなった。

しかしながら、事業収入減少率が50%未満の事業者への支援は予定されていないことから、今回、国の「月次支援金」の支援対象とならない中堅・中小事業者を対象に、中小事業者等一時金（第3期）を支給することにより、事業の継続と雇用の維持を支援する。

## 2 事業内容

### (1) 対象事業者

長崎県の要請に伴う飲食店等の営業時間短縮営業や、市民の不要不急の外出自粛により直接・間接の影響を受け、事業収入が減少した市内の中堅・中小事業者。

ただし、次に該当する事業者は対象外。

- ・長崎県の営業時間短縮要請に伴う協力金（令和3年8月及び9月分）の受給者
- ・長崎県大規模集客施設等営業時間短縮要請協力金の受給者
- ・国の月次支援金（令和3年8月及び9月分）の対象事業者

### (2) 主な申請要件

令和3年8月または9月の事業収入において、対前年（または前々年）同月比で20%以上50%未満の減少が生じていること

### (3) 支給額 令和3年8月または9月の事業収入の減少額

（減収要件を満たした月ごとに計算。最大2か月分支給）

減収率	上限金額/月
20%以上 50%未満	10万円/月

(4) 支給見込み事業者数 2,193者

※中小事業者等一時金（第2期）の支給事業者数見込約5,000者に、今回、まん延防止等重点措置が適用されたことに伴う影響を加味して500者を上乗せした5,500者を全体数とし、中小事業者等一時金（第2期）の実績から、減収率20%～50%未満の事業者が全体の約4割、減収率50%以上の事業者が約6割であることから、次のとおり算出した。

- ・減収率20%～50%未満 2,193者（全体の約4割）
- ・減収率50%以上 3,307者（全体の約6割）

(5) 申請期間（予定） 令和3年10月中旬～11月30日

3 予算額 460,530千円

(1) 一時金 438,600千円

※10万円×2,193者×2か月分

減収率	上限金額/月	市・県負担額	支給見込み事業者数
20%以上 30%未満	10万円/月	市10万円	753者
30%以上 50%未満		市5万円+県5万円	1,440者
合計			2,193者

(2) 事務費 21,930千円

- ・消耗品費 344千円
- ・振込手数料 241千円
- ・広告宣伝費 7,345千円
- ・委託料 14,000千円

4 財源内訳

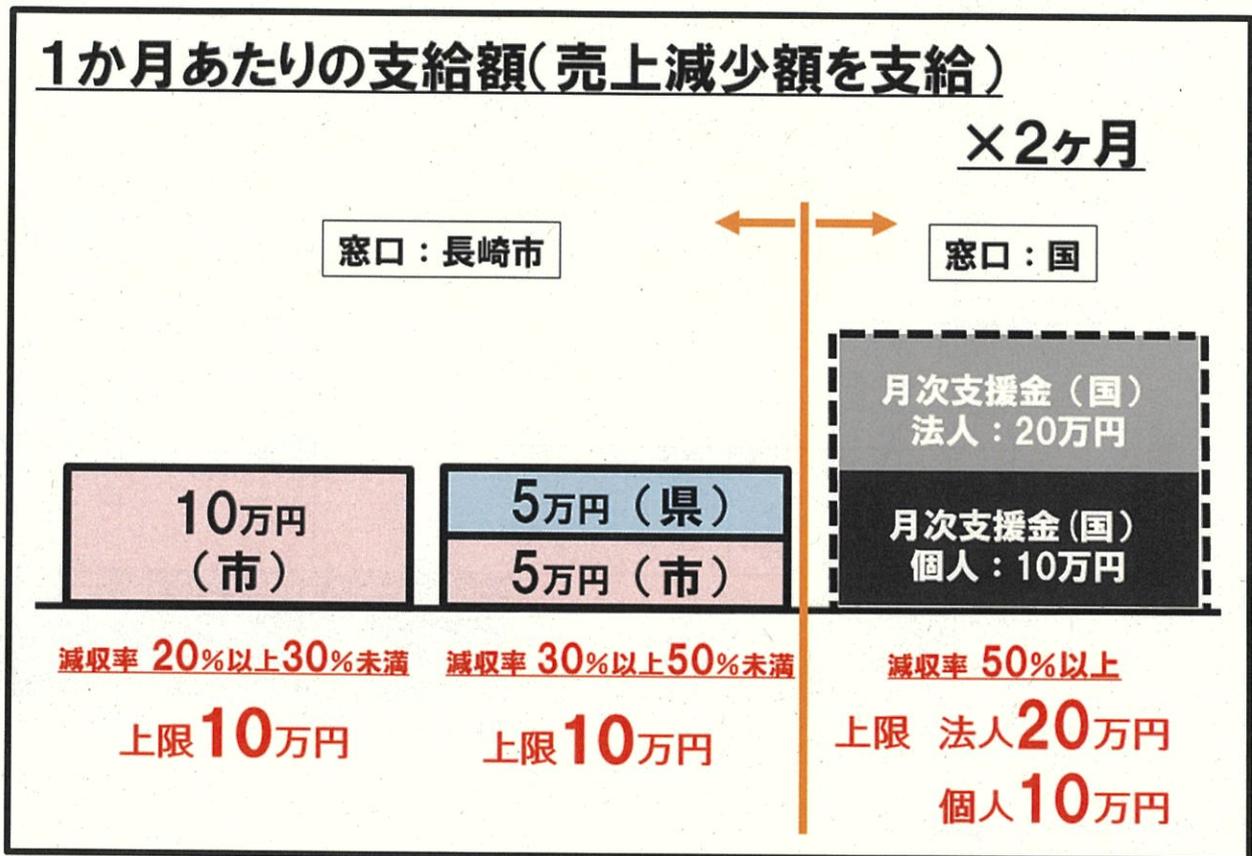
事業費	財源内訳				
	国庫支出金※1	県支出金※2	地方債	その他	一般財源
千円 460,530	千円 302,130	千円 158,400	千円 —	千円 —	千円 —

※1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）

※2 事業継続支援給付事業補助金

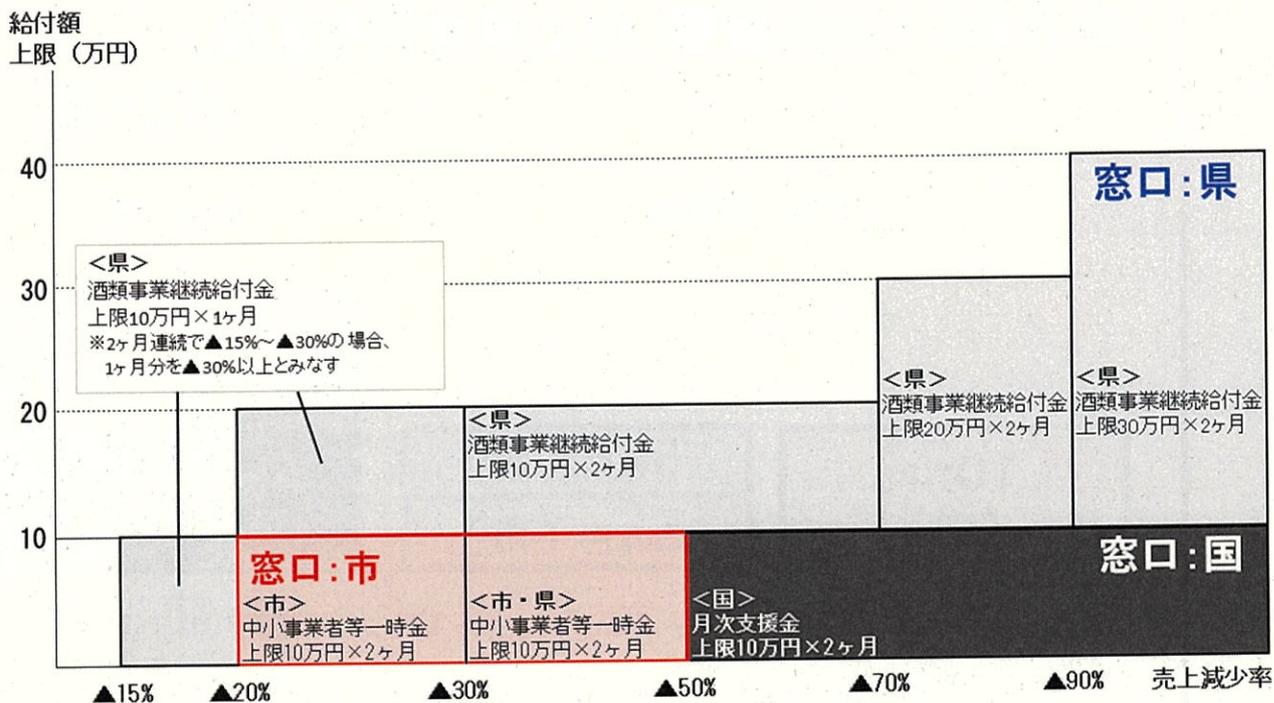
【参考1】中小事業者等一時金（第3期）支給イメージ

支給額：8月または9月のうち、減収要件を満たす月の事業収入の減少額（最大2か月分）

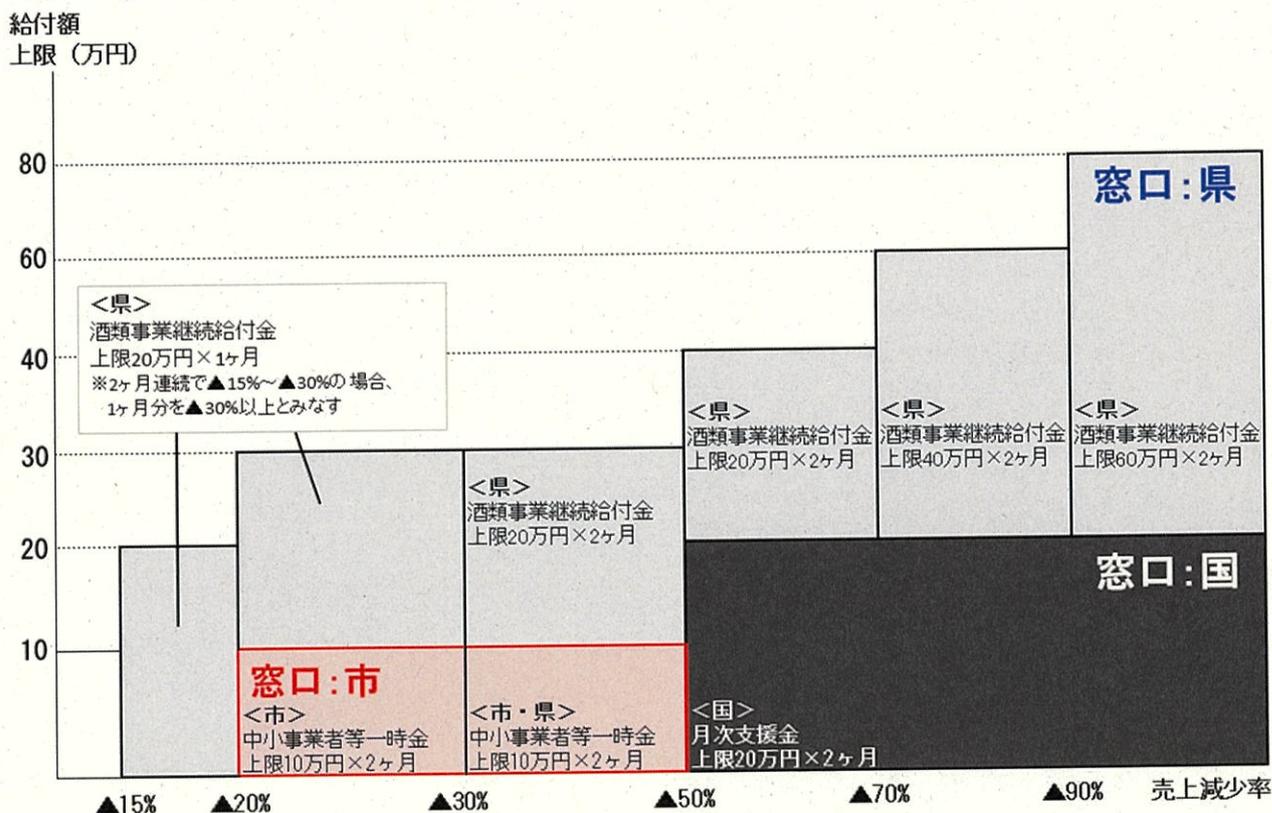


【参考2】酒類販売事業者への上乗せ支援（長崎県において実施）

○給付イメージ（個人）



○給付イメージ（法人）



【参考3】中小事業者等一時金 第1期から第3期の制度比較

		中小事業者等一時金（第1期）	中小事業者等一時金（第2期）	中小事業者等一時金（第3期）
1	時短要請期間	令和3年1月20日～2月7日 (19日間)	令和3年4月28日～6月7日 (41日間)	令和3年8月10日～9月12日 (34日間)
2	減収対象月	令和3年1月、2月 (いずれか1か月)	令和3年4月、5月、6月 (いずれか2か月)	令和3年8月、9月 (2か月分)
3	支給額	減収 ▲20% 20万円（定額） [市20万円]	各月12.5万円（上限額）×2か月 [市12.5万円×2か月]	各月10万円（上限額）×2か月 [市5万円×2か月、県5万円×2か月]
		減収 ▲50% 30万円（定額） [市20万円、県10万円]	各月17.5万円（上限額）×2か月 [市12.5万円×2か月、県5万円×2か月]	月次支援金（国直轄事業） 法人20万円、個人10万円×2か月
4	支給イメージ	<p>支給額</p> <p>減収率 20%以上50%未満 減収率 50%以上 一律20万円 一律30万円</p> <p>令和3年1月、2月のうちいずれか1か月</p>	<p>1か月あたりの支給額（売上減少額を支給）</p> <p>減収率 20%以上50%未満 減収率 50%以上 上限12.5万円 上限17.5万円</p> <p>令和3年4月、5月または6月のうちいずれか2か月</p>	<p>1か月あたりの支給額（売上減少額を支給）</p> <p>窓口：市 窓口：国</p> <p>減収率 20%以上30%未満 減収率 30%以上50%未満 減収率 50%以上 上限10万円 上限10万円 上限法人20万円 個人10万円</p> <p>令和3年8月及び9月の2か月分</p>

【参考4】長崎市営業時間短縮要請協力金の支給状況（令和3年9月17日現在）

	要請期間	申請受付期間	申請店舗数	支給済店舗数
第4期	令和3年8月10日 ～8月23日	令和3年8月24日 ～10月11日	1,922件	1,745件
第5期	令和3年8月24日 ～8月26日	令和3年9月13日 ～11月1日	1,880件	0件 (※)
第6期	令和3年8月27日 ～9月12日			

※ 現在、支給に係る事務処理中（初回支給日：9月29日）

【参考5】長崎県大規模集客施設等営業時間短縮要請協力金の概要（窓口：県）

(1) 対象事業者

まん延防止等重点措置区域（長崎市・佐世保市）において、営業時間短縮等に協力した大規模集客施設（映画館、大規模小売店、パチンコ店等）及びテナント事業者等

<対象施設数>

235施設（長崎県が営業時間短縮要請文書を送付した市内の大規模集客施設数）

<対象施設の例>

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
運動施設	体育館、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター 等
遊興施設	カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所 等
物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等（生活必需物資を除く）
サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業 等（生活必需サービスを除く）

(2) 支給額

- ・大規模集客施設 床面積 1,000㎡毎に 20万円/日×時短率(※)×時短日数
  - ・テナント等 床面積 100㎡毎に 2万円/日×時短率(※)×時短日数
- (※) 時短した時間/時短する前の営業時間

(3) 申請期間

令和3年9月13日（月）～10月29日（金）